第１　総　　則

１　危険物審査基準の意義・目的

⑴　意義

危険物審査基準とは、札幌市行政手続条例第５条第１項の規定により、危険物施設設置（変更）許可申請を求められた危険物施設について許認可等をするかどうかを、消防法令の定めに従って判断するために必要とされる基準のことをいう。

⑵　目的

危険物施設における許認可等の判断基準を、審査基準という形で位置付けすることによって行政庁の判断過程の公正の確保と審査の透明性の向上を図るとともに、危険物施設の申請をしようとする者が許認可等を受けることができるかどうかについて、一定の予見性を得ることができることを目的とする。

２　行政指導について

⑴　運用上の留意事項

この基準は、危険物の規制に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、危険物施設の事故事例等に係る知見及び技術的背景等から、危険物施設の貯蔵又は取扱いの方法等に応じた安全対策を向上するために、本市が付加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項（基準内では◆で表示）については、危険物施設の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、危険物施設の関係者等に義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提とする。

⑵　責任者

この基準における、行政指導に携わる責任者を札幌市消防局予防部長とする。

３　危険物の判定

⑴　法別表第１の備考において品名指定されているガソリン、灯油、軽油及び重油とは、ＪＩＳK2201「工業ガソリン」（４号（ミネラルスプリット）及び５号（クリーニングソルベント）を除く。）及びＪＩＳK2202「自動車用ガソリン」、ＪＩＳK2203「灯油」、ＪＩＳK2204「軽油」並びにＪＩＳK2205「重油」に適合するものであり、これらの物品のうち、液体（重油にあっては、１気圧、20度において液状であるもの）であり、かつ、引火性を示す（引火点を有する）ものとする。

⑵　危政令別表第３備考第10号に規定する「均一な外観を維持する」とは、純水と穏やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後、純水と物品が２つの相に分離しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により確認できるものであり、数時間で２つの相に分離するような物品は「水溶性液体」に該当しない。【平元.7.4 消防危第64号】

⑶　界面活性剤を含有する物品を１気圧、20度で同容量の純水と穏やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合液が均一な外観を維持する場合は、当該混合液が懸濁液（コロイド溶液）となる場合であっても、当該物品は危政令別表第３備考第10号に規定する「水溶性液体」に該当するものとする。【平元.12.21 消防危第114号】

⑷　水と混合すると加水分解して溶解し、さらに放置すると縮合しゲル化して沈殿する物品は、危政令別表第３備考第10号に規定する「水溶性液体」に該当しない。【平元.12.21 消防危第114号】

⑸　危省令第１条の３第４項第１号又は第２号に該当し「アルコール類」から除外される物品は、「石油類」に該当することはない。【平元.7.4 消防危第64号】

⑹　危省令第１条の３第４項、第５項及び第６項の可燃性液体量について、成分組成が明らかな物品については、改めて測定を行う必要がない。【平元.7.4 消防危第64号】

⑺　動植物油を電気ヒーター又はスチーム等により貯蔵保管して保温している場合、保温している温度が40度未満の場合は、危省令第１条の３第７項第１号に規定する「常温で貯蔵保管されているもの」に該当するものである。【平元.7.4 消防危第64号】

⑻　発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置する機器類（変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入り開閉器、しゃ断器、油入りコンデンサー及び油入りケーブル並びにこれらの附属装置）で、機器の冷却若しくは絶縁のための油類を内蔵して使用するものについては、他に危険物を取り扱わない場合は、危険物関係法令の規制の対象としないものである。

４　製造所等の区分及び規制範囲

⑴　製造所

製造所とは、危険物を製造する目的で、１日あたり指定数量以上の危険物を取り扱う施設をいい、危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体をいう。

なお、製造所等は、原則として建築物内に設置する場合は一棟、屋外に設置する場合にあっては一連の工程をもって一の許可とする。【昭37.4.6 自消丙予発第44号】

⑵　屋内貯蔵所

屋内貯蔵所とは、屋内の場所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいい、附属設備を含む。

なお、容器に収納されている危険物を他の容器に移し替える行為は、１日あたりの取扱数量が指定数量未満である場合に限り、当該貯蔵に伴う取扱いとみなす。

⑶　屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所とは、屋外にあるタンク（地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所並びに移動タンク貯蔵所を除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいい、地盤、基礎、ポンプ設備（室）、防油堤及びその他の附属設備を含む。

⑷　屋内タンク貯蔵所

屋内タンク貯蔵所とは、屋内にあるタンク（地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所並びに移動タンク貯蔵所を除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいい、専用室、ポンプ設備（室）及びその他の附属設備を含む。

⑸　地下タンク貯蔵所

地下タンク貯蔵所とは、地盤面下に埋設されているタンク（簡易タンク貯蔵所を除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいい、タンク室（又は基礎）、ふた、ポンプ設備及びその他の附属設備を含む。

⑹　簡易タンク貯蔵所

簡易タンク貯蔵所とは、簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいい、タンク専用室内に設ける場合は、タンク専用室及びその他の附属設備を含む。

なお、１日の給油量又は詰替え量が指定数量未満の場合は簡易タンク貯蔵所として、指定数量以上の場合は、その態様に応じて給油取扱所又は一般取扱所として規

制される。ただし、営業用として給油を目的とする場合は、１日の給油量が指定数量未満であっても給油取扱所として規制される。【昭37.4.6 自消丙予発第44号】

⑺　移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所とは、車両（被けん引自動車にあっては、前車軸を有しないものであって、当該被けん引自動車の一部がけん引自動車に載せられ、かつ、当該被けん引自動車及びその積載物の重量の相当部分がけん引自動車によってささえられる構造のものに限る。）に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。

⑻　屋外貯蔵所

屋外貯蔵所とは、屋外の場所において硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が０度以上のものに限る。）又は第４類の危険物のうちアルコール類、第１石油類（引火点が０度以上のものに限る。）、第２石油類、第３石油類、第４石油類若しくは動植物油を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。

なお、容器に収納されている危険物を他の容器に移し替える行為は、１日あたりの取扱数量が指定数量未満の場合に限り、当該貯蔵に伴う取扱いとみなす。

⑼　給油取扱所

給油取扱所とは、専ら給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するために危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するための危険物を取り扱うほか、給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された容量4,000リットル以下のタンク（容量2,000リットルを超えるタンクにあっては、その内部を2,000リットル以下ごとに仕切ったものに限る。以下において同じ。）に注入する作業及び固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000リットル以下のタンクに注入する作業を行う取扱所をいう。

⑽　販売取扱所

販売取扱所とは、店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所をいう。

⑾　移送取扱所

移送取扱所とは、配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備）によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所（当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するものを除く。）をいう。

⑿　一般取扱所

一般取扱所とは、給油取扱所、販売取扱所及び移送取扱所以外の取扱所をいう。

なお、一般取扱所は、原則として建築物内に設置する場合は一棟、屋外に設置する場合にあっては一連の工程をもって一の許可とする。【昭37.4.6 自消丙予発第44号】

５　基準の特例について

危険物審査基準に記載されている危政令第23条に基づく特例運用については、特に定める場合を除き、札幌市危険物規制規則に基づく特例認定の申請を不要とする。